

平成27年度

補助金名：産業祭開催事業補助金

評価表

NO.

19

所管部課名	農林水産部農政課							
事務事業名	産業祭開催事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 産業祭開催事業補助金交付要領							
補助経過年数	10年以上（合併後）							
平成27年度 予算額	3,400 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 3,400 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	観客数		30,000人	平成32年度				
成果指標②	参加者数（出店数）		70店	平成32年度				
補助対象者	産業祭&JAフェスタ実行委員会							
補助対象経費	会議費、式典費、広報宣伝費、舞台及び音響等の設置に係る経費、警備費、イベント費等							
補助対象事業・活動の内容	産業祭の実施による農林水産業及び商工業の振興や地場産業の重要性に対する市民の理解を深めるための優秀産業家の表彰やイベントの開催							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
上記項目の積算方法	予算に計上した額 平成27年度 3,400 千円							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	収入	自己資金	105,119	2.4%	141,031	3.3%	140,660	3.5%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	105,119	2.4%	141,031	3.3%	140,660	3.5%
		市補助金	3,630,469	84.3%	3,580,719	83.4%	3,301,635	82.3%
		各団体負担金	570,000	13.2%	570,000	13.3%	570,000	14.2%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	4,305,588	100.0%	4,291,750	100.0%	4,012,295	100.0%
	支出	事業費	4,218,576	98.0%	4,193,375	97.7%	3,897,600	97.1%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	87,012	2.0%	98,375	2.3%	114,695	2.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	4,305,588	100.0%	4,291,750	100.0%	4,012,295	100.0%
	支出計/前年度支出計				99.7%	93.5%		
自己資金/前年度自己資金				134.2%	99.7%			
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%	0.0%			
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		30,000人		25,000人		30,000人		
成果指標の推移②		63店		67店		70店		
特記すべき事項等	市補助金額は、当初予算額から執行残額を差し引いた額、執行残額は市補助金の取扱いにより市に返納している。翌年度への繰越金はなし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民に本市の農林水産業や商工業の現状や地場産業の重要性を理解してもらうためのイベントであり、公益性は高い
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	各種団体の関係者から成る実行委員会への補助であり、平等性の観点からも十分必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民も毎年楽しみにしているイベントの1つであり、毎回約3万人を集めるなど目標とする成果を収めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	市が主体となりながら、民間を含む各関係団体が多く係り、各団体と連携して事業を実施している。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	イベント運営全体に必要な経費から、出店協賛金と9団体協議会等の負担金分を差引いた経費を補助金額として算出している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	効率的・効果的なイベント開催に取り組んでおり、イベントに必要な最低限の経費を補助している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	年1回、当該事業のみの活動である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	イベント運営全体に必要な経費から、出店協賛金と9団体協議会等の負担金分を差引いた経費を補助金額として算出している。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、補助金交付要領に規定され、補助事業に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	《上記方向の理由》 市民も毎年楽しみにしているイベントの1つであり、市民ニーズも高く、農林水産業、商工業の振興に必要な事業である。		《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

産業祭開催事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる産業祭開催事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 産業祭開催事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、産業祭の実施による農林水産業及び商工業の振興並びに地場産業の重要性についての市民の理解の促進に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 産業祭開催事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 産業祭開催事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会議費
- (2) 式典費
- (3) 広報宣伝費
- (4) 舞台及び音響等の設置に係る経費
- (5) 警備費
- (6) イベント費
- (7) 事務局費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、産業祭の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 産業祭開催事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年10月31日とする。

(交付の基準)

第6条 産業祭開催事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に産業祭開催事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 産業祭開催事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- (効果の測定)

第8条 産業祭開催事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 産業祭の参加者数
 - (2) 産業祭の観客数
- (補助事業者等の責務)

第9条 産業祭開催事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農林水産業及び商工業に係る行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 産業祭開催事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。